

ガス供給契約(守口市立あおぞら認定こども園 外26施設)仕様書

1 概要

- (1) 件 名 ガス供給契約(守口市立あおぞら認定こども園 外26施設)
- (2) 供 給 場 所 別紙 ガス供給施設一覧のとおり
- (3) 用 途 施設内使用用ガス
- (4) ガスの種 類 都市ガス13A
- (5) 供 給 熱 量 一般ガス導管事業者が定める一般ガス小売託送供給約款による。
- (6) 供 給 圧 力 低圧
- (7) 対象メーター 別紙 ガス供給施設一覧のとおり
- (8) 年間予定使用量 別紙 ガス供給施設一覧のとおり
※使用量は、あくまで積算していただくための実績データであり、各施設にて、供給期間に使用する都市ガスの使用量を保証するものではない。

2 供給期間

令和8年12月検針日の翌日から令和9年12月検針日まで

3 検針日及び計量

計量は、毎月1回、一般ガス導管事業者が定める検針日に、一般ガス導管事業者が設置した計量器により検針を行うものとする。

4 保安

- (1) 供給者は、ガス事業法に定めるところにより、ガス消費機器について保安責任を負うものとする。
- (2) 保安責任分界点は、ガス工作物の末端のバルブとする。

5 ガス料金の算定

- (1) 料金制度は、基本料金、流量基本料金、従量料金に基づく三部料金制度など、供給者ごとに設定することができる。

- (2) 原料価格は、全日本通関統計の令和8年1月～令和8年3月の公表値の平均原料価格(LNG86,988円/t、LPG88,523円/t)を用いて算出し、その算出方法を掲示するものとする。

なお、石油石炭税等租税課金は、LNG1,860円/t、LPG1,860円/tを用いて算出するものとする。

- (3) 託送料金は、令和8年12月2日時点で実施される託送供給料金を用いて算出するものとする。

- (4) 毎月のガス料金は、供給者の原料費調整制度に基づき、調整を行うものとする。

6 支払方法

供給者は、算定された当該月分の料金を適法な請求書で速やかに請求を行うこととし、守口市は供給者が定める供給条件等の規定に基づきその代金を支払うものとする。

なお、請求合計額の小数点以下については、切り捨てとする。

また、請求書の作成については、別紙 ガス供給施設一覧の所管課及び請求先ごとに作成し、ガス供給施設一覧の施設番号8から19までの請求書は、一般と空調に分けて請求書を作成すること。

施設番号3及び4については、本市が施設管理を委託している事業者からの支払いとなる。

7 その他

- (1) 2. 守口市立にじいろ認定こども園 令和8年12月から令和9年3月末までの使用。
- (2) 入札時に入札金額の積算根拠となる内訳書(表紙以外は任意様式)を提出すること。

内訳書の基本的な構成としては、月単位で構成するものとし、内訳書の金額算出過程がわかるものとする。

また、内訳書には、契約の根拠となる基本料金単価、従量料金単価等、契約書に記載すべき事項を必ず記載すること。

- (3) ガス供給における料金その他を計算する場合の単価及びその端数処理は次の

とおりとする。

- ① 使用量及び最大需要月使用量の単位は1立方メートル(m^3)とし、その端数は小数点以下を切り捨てること。
 - ② 流量の単位は1立方メートル時(m^3/h)とし、その端数は小数点以下を切り捨てること。
 - ③ 契約締結における各単価は消費税及び地方消費税を含むものとし、小数点第3位以下を切り捨てること。
 - ④ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てること。
- (4) 本仕様に定めのない事項については、供給者の定める約款や供給条件等の規定によるものとし、それ以外の事項は、供給者及び需要者が協議の上決定するものとする。
- (5) 契約書については、業者決定後すみやかに守口市と供給者の間で協議し、作成すること。